

## 尾張旭市地域づくり懇談会開催要綱

### (趣旨)

第1条 本市のまちづくりに関係する団体が、相互の課題を共有するとともに、地域の活性化に向けた情報交換を行うため、「尾張旭市地域づくり懇談会（以下「懇談会」という。）」を開催する。

### (所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について情報交換を行う。

- (1) 本市の関係人口の創出に関すること。
- (2) 本市の魅力向上に関すること。
- (3) 地方版総合戦略に関すること。

### (構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係諸団体の代表
- (3) その他市長が必要と認める者

2 懇談会は、構成員の中から、座長を依頼する。

3 懇談会は、必要に応じ、アドバイザーの出席を求めることができる。

### (庶務)

第4条 懇談会の庶務は、企画部企画課が処理する。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会が定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月24日から施行する。
- 2 総合戦略推進連携会議開催要綱（平成27年4月17日施行）は廃止する。